収入印紙
(必要に応じて貼付)

契約書(案)

１　件　　名　笠岡市本庁舎ほか３２施設で使用する電気

２　契約金額　別添１個別条件書のとおり

３　履行場所　別添２仕様書　需要場所等のとおり

４　契約期間　契約日から令和１０年３月３１日まで

５　契約保証金　免除

上記の業務について、笠岡市（以下、「発注者」という。）と、○○○株式会社（以下、「受注者」という。）は、笠岡市本庁舎ほか３２施設（以下「対象施設」という。）で使用する電気の需給に関し、別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和９年　　月　　日

発注者 笠岡市中央町１番地の１
笠岡市
笠岡市長　　栗尾　典子

受注者 ○○○
○○○株式会社
代表取締役　　○○　○○

（契約の目的）

第１条　受注者は、別添の仕様書に基づき発注者の対象施設で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第２条　本契約書に別に定めるものを除き、受注者は本契約を履行する上で要する一切の費用を負担する。

２　受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者との協議の上、これを改定できる。

（履行期間）

第３条　履行期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

（契約保証金）

第４条　発注者は、笠岡市契約規則（平成１９年笠岡市規則第１１号）第２８条第３項第８号の規定に基づき本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除とする。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第６条　発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができるものとし、発注者の使用量に変動があった場合も、受注者は契約単価の変更等、電気料金の追加請求を行わないこと。

（契約電力の増減）

第７条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、予定契約電力が５００ｋｗ以上の場合、又は、最大需要電力が５００ｋｗを超えて変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上、契約電力を決定するものとする。

２　前項に定めた協議を経て新たな契約電力の決定に至らない場合を含め、協議前の契約電力が５００ｋｗ以上であり、かつ発注者が協議前の契約電力（協議により新たな契約電力を決定しない場合は現行の契約電力）を超えて電気を使用した場合、その契約電力の超過が受注者の責めにより生じたときを除き、発注者は当該施設を管轄する旧一般電気事業者が定める電気契約要綱等により算定した金額を、超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量）

第８条　毎月の電力量の計量日は、毎月１日午前０：００に行うことを原則とし、発注者と受注者との協議の上、変更することができるものとする。電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とし、使用電力量は、一般送配電事業者が計量した、３０分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値とする。

（電気料金の算定）

第９条　電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額とする。

２　基本料金は、契約電力に別添１個別条件書の基本料金の単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、別添１個別条件書　１）料金算式のとおり、平均力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させるものとし、平均力率の算定式は当該施設を管轄する一般送配電事業者の供給条件による。

３　電力量料金は、前条により読み取った１月の使用電力量に別添１個別条件書の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、入札参加資格確認申請時に提出した燃料費等調整制度選択届に基づき、当該電力量料金に燃料費等調整額を加算又は減算するものとし、その算定方法等は、別添１個別条件書　１）料金算式による。

４　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金の取扱いについては、当該施設を管轄する旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気契約要綱）によるものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第１０条　受注者は、前条により算定した額を１か月毎に請求するものとする。

２　前条及び同条第１項の金額算定において１円未満の端数があるときには、受注者の定める電気契約要綱等に基づき、１円未満の端数を処理するものとする。

３　発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した後、３０日以内に当該請求額を支払うこととする。

４　発注者の責めに帰すべき事由により、３０日以内に電気料金を支払わない場合、受注者は当該未払い金額に対し、契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率で計算された額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約解除）

第１１条　発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

(2)　本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(3)　前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に定義する暴力団、又は暴力団員が、受注者の経営等に関与していることが発覚したとき。

２　受注者は、前項による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

３　受注者は、第１項第３号から第４号の規定に該当し、契約を解除されたときは、第９条第１項に基づき算定した契約全期間の電気料金の２０％に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（契約解除後の処理）

第１２条　契約が解除された場合には、第１条の義務は消滅する。

２　発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を受注者に支払うものとする。

(1)　契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を１か月３０日として按分した額。

(2)　同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、別添１個別条件書に定める電力量料金単価を乗じて得た額。

３　前項の支払は、第１０条に従うものとする。

（守秘義務）

第１３条　発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏えいしてはならないものとする。

２　発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

（契約外の事項）

第１４条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との協議の上、定める。